

参議院内閣委員会會議録第十八号

昭和三十七年四月五日(木曜日)

午前十四時四十五分開会

委員の異動

四月四日委員大谷藤之助君辞任につき、その補欠として西田隆男君を議長において指名した。

本日委員山本伊三郎君辞任につき、その補欠として占部秀男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君

理事

下村 定君
鶴岡 哲夫君

委員

上原 正吉君
木村篤太郎君
中野 文門君
一松 定吉君
松村 秀逸君
吉江 勝保君
千葉 信君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 江守堅太郎君
法制局長 高辻 正巳君
法制局次長 関 道雄君
総務局長 小川 久雄君
総務室長 佐藤 朝生君
総務副長 深見吉之助君
中央青少年問題協議会事務局局長

行政管理局長 山口 西君
政務局長 伊藤 清君
常任委員 会専門員

説明員

法務省矯正局参事官 福井 徹君
通商産業省通商局次長 山本 重信君

本日の会議に付した案件

○総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日山本伊三郎君が辞任され、占部秀男君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行ないます。

政府側から御出席の方は、小平総務長官、佐藤総務副長官、江守内閣官房長官、内閣審議室長、関法制局長官、総務室長、深見中央青少年問題協議会事務局次長、説明員として岡田運輸省港湾局参事官、増川自動車局参事官、西垣警察庁保安局交通指導課長、山本通商産業省通商局次長の方でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○千葉信君 総務長官にお伺いいたします。この総理府設置法等の第二条

で、従来都道府県までに設けられていた協議会、今回はさらに市単位のところにも政府の補助金ですか、協議会の費用等が若干交付されることになるので、予算額としてはどれくらいになりますか。

○政府委員(小平久雄君) 一市三十二万ずつ補助を出す、こういう予定でございます。

○千葉信君 この青少年問題協議会の関係については、従来の国会の論議の経過から言いますと、私はこの二条でその経費の補助をするという改正以外にも、当然もう一つ改正を要する一項があったと思うのですが、小平さんは従来の国会の論議、特に参議院の内閣委員会におけるこの青少年問題協議会の内容についていろいろ論議のあったことを前任者からお聞きになっておられますか。

○政府委員(小平久雄君) 詳細には承知いたしておりませんが、まあ問題点といたしまして、中央青少年協の性格いかんと申しますか、そういう点で、これがいわゆる諮問機関的なものであるのか、行政機関的なものであるのかという点で御論議のあったという点は承知をいたしております。

○委員長(河野謙三君) この機会に、御報告いたします。

ただいま、政府委員として山口行政管理局長が出席されました。

○千葉信君 問題だけは承知しておりますが、私はその承知しております問題、法律改正の際に、総務長官としては十分考えなければならな

いはずだったと思う。

私はその点についてこれから若干質問を進めて参りますが、青少年問題協議会設置法の第二条によりますと、第二条の第一項第二号に「青少年の指導、育成、保護及びきふ、正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること」、この一項があります。まず、質問に入る順序として、この青少年問題協議会は、この第二項第一項の第二号に言うところの「必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること」。

一体、協議会は、この条文に基づくところの仕事に従来どういうふうに行ってこられたか、どういうふうに通営してこられたか、まず、その実態からお尋ねいたします。

○政府委員(深見吉之助君) お答えを申し上げます。

御承知のとおり、中央青少年問題協議会は、青少年問題を取り扱います文部、厚生、労働等幾つかの行政機関の次官並びに民間の有識者及び国会議員をもつて構成されておまして、その協議会におきまして各関係行政機関の行ないます青少年対策についてのいろいろな問題を研究し、審議し、その結果を持ち寄りまして、行政を行ないます上の考え方の連絡調整を行なう、こういうことをいたしておるわけであり、その協議会の会議を通じていろいろ意思の疎通が行なわれているというところでございます。

○千葉信君 その協議会を開いて、そこへ各省の次官が参加をして、そうして

てそこでこの仕事の連絡調整をはかっていく。ただこれだけでいいですか。

○政府委員(深見吉之助君) それが一番おもな仕事になっておまして、各省からいろいろ当面の問題を持ち寄っていただきまして、それについて関係の行政機関から意見が出たり、あるいは説明を求めたりというようなことが協議会の主たる仕事でございます。

○千葉信君 そうすると実態は、その機関本来の任務としての立場から、協議会が自主的に各省に対して連絡をしたり、ないしは各省の事務の状況、行政の状況を見て、この行政についての調整をはかるなどという、そういうことをやっているわけではなくて、ただその会議の席上で行っている、どうしよう、こうしようという、そういう程度の相談ですか。

○政府委員(深見吉之助君) 会議の席上ではいろいろ意見が出まして、それを各省が持ち帰りまして、行政上に具体的に現わすということに相なっております。

○千葉信君 ですから、私の聞いていますのは、この協議会が、協議会本来の独自の立場に立って、各省のやっている行政の状況について、これは先ほば申し上げているとか、あるいはこの点は少し消極的であるとか、問題全体についての調整をはかるという方法等について協議会自体が考えてそういう行政を進めているのじゃなくて、その協議会自体の中でお互いに相談し合って、そ

れをやっているということだけですか。

○政府委員(深見吉之助君) ただいま先生からおっしゃいましたような方法で行なわれていると考えております。

○千葉信君 長官、今の質疑応答ではっきりしてききましたように、これはどうも二条の二号に言うところの「連絡調整」という行政機関が、この行政事務の執行ではなくて、ただ単にこの協議会の中でお互いに、どうしようこうしようという話し合いをしているにすぎない。そうして、それは各省が、その各省の所管事項の範囲内において、ある程度どうこうという連絡調整をやっているにすぎない、つまりはつきり言う、協議会自体の協議なり会議の中で、ある程度の連絡調整というものが考えられているだけで、普通たとえ総理府設置法等に言われている各省間の行政事務の連絡もしくは総合調整をはかるといふようなやり方とは、だいぶ違うということがおわかりでしょう。どうですか、あなた用心しなくてもいいですか。

○政府委員(小平久雄君) ただいま事務局長から御説明があり、先生からお示しのありましたとおりやっているとありますので、それが総理府設置法に言うこの連絡調整のやり方と、まあ若干違っておるように私も解釈しております。

○千葉信君 ところで長官、総理府設置法によりますと、総理府というのはいろいろな職務権限を持っておりますけれども、その最も著しい特徴は、各省各庁で専任しておらない事務ですね、つまり各省の仕事の中に入っていない仕事、そういう仕事が一括して総

理府の仕事になっていることが特徴の一つと、それからもう一つは、そういう仕事の中に、各省各庁でやっている仕事の中心になるというか、総合調整の役目を総理府は持っているというところが特徴の一つだと思う。したがってその総理府設置法の第三条には「各行政機関の施策及び事務の総合調整」ということがあり、さらに第六条の大官房の事務の中には「各行政機関の事務の連絡に関する」と、これは各省にはない全く特徴的な行政事務だと思ふのです。そういう任務を持っている総理府の付属機関として設けられた青少年問題協議会なるものが、この問題自体に対しては総理府の権限としてきめられていてこの行政機関としての仕事を担当しているが、実際には、法律の条文にははつきり明記されていないが、今の御答弁のように、今の御答弁のように、実際の場合には、その会議の中でそういう問題について協議あるいは相談合して、各省が独自の立場でその総合調整の役割を今度は各省各庁のほうで自主的にこの方針のとおり総合調整という立場をとって仕事をやっておる。総務長官、こういう点をお考えになって、どうもこの総理府設置法の本来の行政担当の仕事と、青少年問題協議会設置法に基づくこの協議会の仕事の仕方というものは、ちがはな感じをお持ちになりませんか。

○政府委員(小平久雄君) 中央青少年協会のほうに、独立した法のもとに、その使命あるいは役目がはつきりいたしており、それに従って運営がされておるわけでございます。ですから、総理府のほうの仕事としては、先生もお示し

のとおり、この設置法の第三条に掲げますように、総理府自体としても「事務の総合調整」ということで、これは当然の任務でありますので、協議会としては、先ほど来事務局長から御説明申し上げましたとおり、会議を通じてその使命を果たしておりますし、さらに協議会と別個に、総理府という立場からこの与えられた任務というものをやる場合も一応想定ができるのじゃないかと思ふ。そういう際においては、総理府にありまます審議室等を通じて、この総理府設置法に規定されました役目をやっていく、一応考え方としてはそういう筋になるのじゃないかと、かように理解をいたしております。

○千葉信君 その問題をどうこうという議論を進めるよりも、問題点を明らかにするために、別な角度から御質問を申し上げます。

国家行政組織法によると、各行政機関の権限であるとか所掌事務というものは、本来明確に区別されていなければならぬ。まあ今の内閣なり行政機関のやり方を見ると、やれセクト争いであるとか権限争いということ、かなりみっともない格好を呈しておりますが、しかし本来その行政の分担に關して、各行政機関の所掌事務の区分というものは、実は非常に明瞭にその権限なり分掌事務は規定されている。その規定の仕方は、国の行政の分担なり組織について明確な基本法であるところの国家行政組織法なるものがあって、したがって、この組織法のようにきれいに分類され、きれいに組織され、そうしてお互いの仕事、この組織法による分類のとおりにきちんとしてい

ば、今日のような混乱は私はないと思ふ。そういう規定をした国家行政組織法によると、たとえば委員会とか、あるいは各省、各庁とか、行政権限を持った組織というのは、第三条で明確に規定されております。特に第二項では「行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。」つまりこの規定によって、各省設置法が、それぞれその省内における権限なり分掌事務を明確に規定している。これは根拠が第三条にあります。ところが、この第三条によつて設けられる行政機関の付属機関の場合には、たとえばこの青少年問題協議会のごとき付属機関の場合には、第八条の規定によつて、この青少年問題協議会等は根拠法を持っておりま

す。第八条の規定を見ると、「第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会(諮問的又は調査的なもの等)第三条に規定する委員会以外のものをいう。及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。」この青少年問題協議会の設置の根拠となつて法律は、この二条以外にはありません。第三条と第八条には、根拠は第八条にあると思うのですが、小平さんはどう考えますか。

○政府委員(小平久雄君) そのとおりだと存じます。

○千葉信君 そのとおりだということになると、この第八条の規定に基づいて設けられた審議会または協議会——

諮問的または調査的なもの等第三条に規定する委員会以外のもの、第三条に規定する、行政を担当する委員会以外のものをいう、これが第八条です。そういうことになりまますと、第八条の規定に基づいて設けられた、調査とかあるいは諮問に應ずる委員会、あるいは調査、諮問に應ずるとか、ないしはまたその他の行政事務の範囲外の仕事の調査とか諮問に應ずるとか、審議するとか、そういう第八条によつて規定される委員会以外の中にこの青少年問題協議会が入る以外には根拠規定はないと思うのですが、そういうことになりまますと、その総理府設置法の、各省の行政事務の総合調整をはかるといふ仕事は、この青少年問題協議会を総理府に設置したその理由なり、経緯から見ても、本来の青少年問題に關して、どうこうするといふ仕事については、文部省なりあるいは厚生省なり、その他の行政機関で受け持っている青少年問題だけでは足りない。それ以外の青少年問題等については一括して総理府にその権限があるという判断から、総理府に設けられた青少年問題協議会、この第八条の規定によつて、総理府の行政権限と競合するものであつてはならない。つまり総理府の持っている連絡調整ということ、もしくは総合調整ということ、総理府の行政事務本来の仕事だ。ところが、国家行政組織法第三条に言われている府とか省とか委員会、これは委員会の場合は行政権限を持った場合ですが、それ以外のものとして設けられる第八条によるものは協議会なり、調査会なり、もしくは協議会、本来の行政権限と競合するようない、もしくは混合されるよ

うな、そういう分担をすることについては、国家行政組織法の根拠法であるところの二条等でも、そういう権限の明確でない持ち方は許さぬということに規定されている。そういう私は理解が成り立つと思う。この点については小平さんどうですか。

○委員長(河野謙三君) 政府委員として高辻法制局長が出席されましたことを御報告いたします。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいま千葉先生からお話のございました総理府の権限事項、所掌事務、もちろん総理府の付属機関でございますから、総理府の権限に属する事項を付属機関がやるということになるんじゃないかと思ひます。青少年問題協議会のほう

は、先ほどお話を聞きまして、また事務局長から御説明いたしましたように、第二号でございますか、第二号第一項第一号、第二号という権限を持っております。第二号のほうに「連絡調整」という字がつかってございますが、先ほどからお答えいたしましたとおり、協議会自身がいろいろの協議会を通じて関係行政機関相互の連絡調整をはかる。またそのことにつきまして総理大臣に

対して意見を述べるといふふうなことになるっております。総理府本来の連絡調整という事務ももちろんあると思ひます。これは先ほど総務長官から御答弁いたしましたように、審議室が補助機関として連絡調整をやるというふうなことも残るんじゃないかと私思ひますが、中央青少年問題協議会といたしましては、関係行政機関の事実上の連絡調整というふうな権限であろうと私は思っております。

○千葉信君 そこで佐藤さん、これは組織法上おかしいと思ひませんか。

○政府委員(佐藤朝生君) その点は組織法上——国家行政組織法の、先ほどお話しのことでした第二号の、国家行政組織法は系統的に構成された明確でなくちゃならないという原則にはずれておるかどうかという御質問だろうと思ひますが、その点は、この問題が、この協議会ができませんときにいろいろ千葉先生からお話のございましたが、われわれといたしましては、この原則の例外と言ひますが、これにはずれておるものと思ひません。

○千葉信君 組織法の二条のことを僕は言つておるのじゃない。佐藤さん、今、この法律ができるときに前いろいろのことを言つたじゃないかというお話ですが、正直に言つて、本会議のこの審議に参加しておりますよ、手を上げたり下げたりする本会議の構成員の一員として。——実は僕は委員会のこの論議には加わっていない。知らない。しかし、本会議でこの審議に参加しておるんじゃないかといふ、何のかと申しても、この法律に対して責任があるんじゃないかといふことになるが、実際上はこの法律ができてからこの内容を知つた。そうして国の全体の法律の建前から見て、法律の体系から言つても、私はここに間違いがあるというところを発見した。どう発見したか

と、さつきも行政組織法の第三号と第八号の関係を申し上げたとおり、私の聞いておるのは二条の関係を聞いておるのじゃないのです。三条では、府なり省なり委員会なり、この三条に基づいて設けられる機関は、これは行政権限を持った機関である、行

政権限を持った機関はこういう四つのものとして置かれる。その四つの中に、なるほど委員会はありません。しかし、その委員会は、明らかに行政権限を持った委員会。これは私がこゝで例示しなくてももうすでにおわかりだと思ひます。そういう第三条によるところの行政権限を持った委員会と違つた委員会とか協議会とか審議会とか調査会がある。しかし、これは第八号に基づいて設けられておる機関なんです。付属機関なんです。そこで問題になるのは、この青少年問題協議会全体を私は問題にしておるのじゃない、この青少年問題協議会法の第二号の第一項第二号、ここに言うところの各省の青少年問題に関する行政事務の総合連絡調整をはかるという仕事は、これは行政事務だと私は判断する。したがつて、その第八号に基づいて設けられた協議会が持つてはならない権限を、この協議会法は規定しておる。したがつて、その規定されておる協議会の連絡調整なる事務は、実際上にも、さつき事務局長からお話があったように、実際上の連絡調整は行われておらない。し

て言うならば、お茶濁しの連絡調整みたいなことを協議会の席上で話し合つておるにすぎない。実際の事務のやり方はどうすればいいかというところ、この総理府の機関として設けられておる青少年問題協議会の協議の結果から、各省間の青少年問題に関するその行政事務について行き過ぎがあるとか、行き過ぎがないとか、方向が一致しておらないとか、そういう結論が出たときには、その決定に基づいて、総理府設置法に基づいて総務長官がやればよろしい。本来総務長官の任務とい

うのはそれなんです。したがつて、そういう見解からいけば、この青少年問題協議会設置法の第二号は、国家行政組織法上与へてはならない権限をこゝに与へてしまつておるということになる。したがつて、私の言うのは、冒頭に総務長官にお尋ねしたように、今回のこの法改正の場合に、従来の国会の論議の経過から言つて、もう一つ改正を要する点があったんじゃないか、何か考へる余地があったはずだと言つて聞いたのはその点なんです。これを佐藤さんに言わせると、お前もこの法律ができるとき何のかんと言つたはずと言つてくれども、私は知つていればこんなばか法律は通させない。事後になつてこれが問題になり、発見されたから、これは法体系を乱すものだから、当然この青少年問題協議会の例でも「連絡調整」という権限はこゝから削らなくちゃいけない。つまり、今回の改正の場合に、これを削れば問題がなくなると思ひます。非常にかわいやうな理屈だと思ひます。すけれどもね。

○政府委員(小平久雄君) 先生の御説よく伺いました。従来この設置法でまあ何年間かやつて参つておるわけでありまして、私それをわかに、今先生のお説のように、改正することがどうしても必要なものかどうか、どうも私も正直申して今直ちに判断するわけには参りません。法制局からも意見を申し上げます。法制局の意見等も聴取をさせていただきますと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) たいへんおくれまして、途中から入りましたために、あるいは先生のおっしゃることを十分につかんでないかもしれせんが、もしそうでございますら御指摘願ひたいと思ひます。ただいま伺つておる範囲で申し上げますと、千葉先生がおっしゃいます趣旨は、一応念のため申し上げますと、この青少年問題協議会設置法の第二号の第一項の第二号、これは特定の事項についての「関係行政機関相互の連絡調整を図る」というところ、これは行政事務であらう、ところで、国家行政組織法第三号の「府、省、この場合は総理府の設置法上出てくる同法の第三号の第三号、「事務の総合調整」ということがそこにある。したがつて、行政機構のあり方として二つの仕事を別々に同時にやるといふのは、国家行政組織法の企図するところではない、むしろ国家行政組織法に反するのではないかと、この御趣旨に伺つたのでございまして、もし違つておれば御指摘願ひますが、そういうふうには、何といひますか、おっしゃる話の筋道はよくわかるのでございまして、私も青少年問題協議会設置法なり、総理府設置法なりを見て参りまして考えますところを申し上げますと、申すまでもなく、この国家行政組織法の第三号には、国の行政機関の組織といたしまして、「府、省、委員会及び庁」ということに相なつております。この「府」、この場合は総理府でございますが、総理府のその所掌事務といふのは、これも申すまでもございませぬが、行政事務というものは大体国務大臣がその長に当たり、行政大臣としての分担管理事務を中心にして、それぞれ役割ができております。したがつて、この場合でいいますれば、内閣総理大臣が特定の事務

を分担管理するという立場に立って総理府という総合機構ができ上がっておるわけです。その総理府について、一体その体制はどうなっているかといひますと、これも申し上げるまでもない、十分に御承知のことでございますが、国家行政組織法の第七条には、「府及び省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く」、それと同じような形式において、第八条の「第三条の各行政機関には、付属機関としてこういう機関を置くことができる」と。片方は「置く」となり、片方は「置くことができる」となっておりまして、それぞれでその構成部分をなしております。さういふことでもないことですが、さういふ官房及び局は本部ということになっておりますから、何かその官房だけが総理府であるかのような感じを持ちやすいと思ひますけれども、やはり付属機関もさういふことである。そこで翻りまして、総理府設置法の第三条を見ますと、「(総理府の任務)」として、実は各行政機関の事務の総合調整ということが任務として掲げられております。その任務とされているこの事務を一体それぞれでやっていると云う場合、あるものは付属機関であり、あるものは官房でありというふうなことに相なっているように私としては考へるわけでございますが、何か間違ひがございましたら、御指摘を願ひます。

○千葉信君 それ落第だぜ、そんな答弁では、私の聞いてゐる根拠というものは、第三条のさういふ府、省、あるいは委員会、庁等という権限であるとかないとかいふことを言っているのじゃない。そこにとりかかると、機関を設ける範囲ということを言っているのじゃないのです。第三条の規定によつて設けられる行政部内の各機関には、これはもういづれは行政権限があることは当然です。したがつて、その第三条に属するものならば何であらうと、私はどういふ格好を、行政事務を持ってす。いいですか。ただし、その行政機関以外の行政機関に付属する機関として設けられる委員会とか調査会、審議会等は、行政権限を持ってはならない。持つべき筋合ひでないものが第八条で規定されている付属機関です。その場合、たとえば医療の行政だとか、あるいは試験研究所、医療施設、なるほどその中には行政事務以外の仕事を担当する機関も入つています。しかし、これはさういふ場合といへども、厳密な意味では、第八条によつて設けられる試験研究所、文教施設、医療施設等は、本来の意味の行政権限を持つ機関ではないのです。それからまたその審議会とか協議会あるいは調査会等が第八条に設けられてゐる。それは行政権限ではないところの、行政権限に属する事項についての調査、研究もしくは諮問の答申という、さういふ仕事を分担するのが第八条に言う機関です。いわゆる付属機関です。その付属機関に、その付属機関の属するところの各省各庁の行政権限と混同するやうな権限を持たせるべきではないというの、この行政権限法の正確な解釈なんです。いいですか。そこで今問題になっている中央青少年問題協議会の権限のものは、総理府の中に、総理府の権限のものと、総理府以外の機関

として、青少年問題協議会付属機関が設置されている。そこでは本来は青少年問題に関する各省各部の行政事務にわたる部分についてまでもいろいろの青少年問題に関して協議し、研究し、もしくは方法を考へる、これが本来の協議会の任務でなくちゃならない。それをこの協議会設置法の第二条の第一項第二号で、各省各庁間にまたがる青少年問題に関する事務の、行政事務の「連絡調整を図る」と来たから、私はこれはいかぬ、これは間違ひだ、——この問題の解決の方法は別です。これは総務長官も聞いておいて下さい。私はここであなたに、この問題をどういふ方法で解決するとか、どういふ方法でこの問題をここで解決しないかといふことを聞いてゐるんじゃないんです。この解決はこれは委員会の権限です。この内閣委員会の権限です。政府に法律案を戻してやるか、もししくはここでこの協議会法の中にある不合理な点を、同時にこの法律案の中へ改正するか、方法は、これはあなたの方に責任をとらせるつもりはないんです。これは私も考へます。しかし、この問題に対して私の聞いてゐる場合、これは、私どもは考へるところが違つてきます。ですから、私の聞いてゐる意味は、この第二案で、さういふ本来与へてはならない行政権限を与へてゐるがこれは不当じゃないか、行政組織法上から不当じゃないか、さういふ点をあなたの方ではどう考へるかという意見で、この問題の解決の問題にまで触れて答弁しなくともよろしい、

それは答弁しなくともよろしいが、もしこの問題が日本の法律の体系として間違ひだといふことがわかれれば、これはわれわれのほうで善処しなくちゃならない。法制局の次長が質問のポイントをはずれた妙な回り回った答弁をして、あれでは答弁にならない。僕は第三条と第八条の関係について見解を聞いているのです。

○政府委員(高辻正巳君) 先ほどお答えしましたように、途中で入りまして、はなはだ間違つたように承つたやうで、まことに申しわけございませう。しかし、どうもやはり今のお話を伺ひましても、先ほど申し上げました点の一部につきましては、やや御説明した点もあつたんじゃないかと、さういふふうに考へますが、それはまあ国家行政組織法の第八条とそれから第三条との関係でございますが、第八条の付属機関も実は総理府の機関でございます。これは申すまでもないかも知れませんが、まあ総理府設置法をめぐつてみればさうおわかりになると思ひますが、総理府の機関として置かれております。そこで私が先ほど申し上げたかったのは、総理府の組織の中の機関がそれぞれの——まあ内部部局と付属機関と一緒にするのはおかしいといふことはむしろあると思ひますが、さういふ意味の全然同じものではむしろございませぬけれども、やはり総理府の機関といつたしまして、それぞれ機関がその所掌事務の一部について分担していくといふことは、これはさして不思議なことじゃない。たとえば、これははかにもございませぬ。ほかの例をあげたら、それも間違ひだと言われるのがこわいのでちよつと申し上げかねます

が、たとえば原子力委員会設置法なんかをこらんにしましても、これは総理府の機関でございますが、やはりそこには連絡調整の事務をやることになつております。それは、なるほど仰せになりますように、行政権限といひ、行政事務といふことを仰せになります。その意味は、おそらく行政権限といふのは国家意思を決定して、それを外部に対して意思表示をする。それが法的な何らかの拘束力を持つといふ法的な効果を伴ふものと、それから実際の国家目的を達成するための事実上の行為、さういふものも広い意味で行政には入るわけで、さういふ意味で先方もそれは行政事務だろつと云つたのかと思ひますが、さういふやうな行政事務は、これは国の行政組織の中でも各般にわたつていたしておりますわけですが、さういふやうな行政事務を第八条の機関がすべきものではないといふこと、これはあるいはどうも行政組織法の非常に高遠なるあり方としてあるはおっしゃつてゐるのかと思ひますが、しかし今の国家行政組織法の建前からいいますと、どうもさうであるといふふうには必ずしも思ひないのではないかとさういふに思ひます。確かに府、省とか、委員会とか、庁とかは、しばしばこれもの道理からいって当然にさういふことではございませぬが、いわゆる昔で言う行政官庁的な立場に立つてそれぞれ法律がさういふ権限を与へてゐるのが多々ございませぬ。また第八条の機関にはさういふものはないといふ意味で明確に区分されることは確かでございます。しかし、第八条の機関が確

に行政権限を行使することはない。し

その格好で少しづつ行政権限を持

○政府委員(高辻正巳君) 先ほどお

が、たとえば原子力委員会設置法なん

に行政権限を行使することはない。しかし、やはり付属機関は付属機関なり、その所掌事務についてある種の連絡調整というものをその任務に与えて、そうしてそこで物事が処理できるものは処理していくということも、別に機関を設けてやるよりも、やはりそのほうがいいではないか、行政簡素化という観点から申しまして、特にそのために別な機関を設けることもないではないかというようにも考えられ、ないわけではございませんし、それから協議会でもってどうにも始末に負えない、そこでは幾らやっても連絡調整の実はあがらないというような場合には、第二条の第二項を見ますと、「中央協議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることが出来る。」意見を述べられた場合は、総理大臣としてはおそれる場合には、協議会としてはおそれる、最後の場合には協議で調整をするとか、それぞれの道は残るであり、しょうけれども、やはり付属機関としては付属機関なりにそこで始末できるものは始末をしてもいいんではないか。それをあまりまた強調しますと、この法律の進行上どうかというように、この法律の進行上どうかというように申し上げまして、どうも私さうにお尋ねがあれば申し上げますが、簡単に私の考えているところを申し上げます。そういうことでございます。

○千葉信君 高辻さん、あなたの答弁聞いてみると、だんだん林法制局長官に似てきている。僕の聞いているのはね、こういう意見を聞いているのですよ。あなたが言うように、第八条で設けられた委員会も、第三条で言う行政権限等を持った委員会等と、若干それ

その格好で少しずつ行政権限を持ったほうがかえって便利ではないかという意見は、行政組織法本来の目的が達成されなくなるのです、私の意見では、だから、第三条に言う行政権限を持った機関と、それからそうでない諮問に答申する審議会とか、調査会とか、委員会というものは、せつ然と区別をしておく、実際はそうなっているわけですね。そうしてあなたが言うように、実際問題として、しかし協議会等が若干の行政権限を持って連絡調整ぐらいのことをやったほうが便利じゃないか、そういう実際上の問題を考慮してあなたのような意見で行政機関を作ることに、組織法に言うところの行政権限を明確に区別しろというところが区別できなくなっていく。ですから、私の意見としては、協議会等が連絡調整を要するような事項がある場合には、その協議会は総理府に付属するものだから、本来総理府の総務長官というの各省間の連絡調整等をはかる任務を本来から持っているのだから、したがって、その協議会が出した結論にしたがって総務長官が各省にこころあしうという、本来のほつきり規定された法律上の権限によって、権限を行使して連絡調整をはかれば、りっぱに仕事ができるわけですから、あなたの言うように実際上便利だとか、あるいは異議があるような意見は、この際通らぬのです、そういう意見は、そこでどうです、総務長官。

○委員長(河野謙三君) ちょっと速記とめて下さい。

【速記中止】

○委員長(河野謙三君) 速記をつけ

それでは、今の千葉委員からの御質問につきましては、政府におきましてとくと御協議の結果、統一した見解をひとつ次回に御答弁いたしたいと、かように思っています。

○千葉信君 あと通産省の方、来ていますか。

○委員長(河野謙三君) 説明員として山本通商局長が見えております。

○千葉信君 今度のこの総理府設置法等の中に、輸出会議の問題がはつきり法律で規定されることになっております。私は、これは通産省としても、こういう機関をはつきりと行政組織法上、第八条の規定に基づき法律で、正確に規定するということについては、今までから見ると一歩前進だとは思っております。ただし、政府の提案理由の説明書を見ますと、今日までこの輸出会議、産業別輸出会議がかなりの成果を上げてきたと、こう説明してある。この従来あった通産省の中の輸出会議は違法なものと云って、私は何回もこれを追及しました。やっと政府のほうでは、昨年の通常国会の最終に、たしかこれは推定通産大臣でしたか、私の意見のとおり始末します、と云って答弁をしたのです。速記録にちゃんと残っている。輸出会議はお前の言うとおり、なるほど法律上違法な存在だ、したがって、お前の言うとおりに始末しますという答弁が、昨年の、昭和三十六年三月三十日のこの内閣委員会の席上で、当時の輸出会議に対する私の質問に、推定通産大臣が、最後にこういう答弁を行なっているのです。行政と十分連絡をとりまして、

御希望の結論を出したいと思っております。」というの、こういう違法な存在は認めるわけにいかぬという私の質問に対して、最後にそういう御意見のように、この輸出会議を始末いたしますということなんです。そして実際にその通産省から私のところへ参りました四月中旬の連絡では、輸出会議は今後開きませんし、解散することにいたしましたから御了承願いますという連絡だったのです。ところが、この政府の提案理由の説明を見ますと、輸出会議及び産業別輸出会議を置き、今日までかなりの成果を上げて参りました。こういって今までの輸出会議をそのまま今回法律案として、法律上合法なものにするのだという、こういう提案理由の説明になっております。これ間違いないか。この提案理由の説明どおりだとすれば、私は黙って引き下がるわけにいかぬのです。この点はいかがですか。

○説明員(山本重信君) ただいま千葉先生からお話がありましたように、三月の国会におきまして、従来通産省がやって参りました輸出会議の法律上の地位について御指摘があったわけでありまして、直ちに通産省としては、その善後措置を検討して参ったわけでありまして、法律的にやはり先生が御指摘のようには、はつきりした根拠を持つということが必要であるという結論になりましたので、行政管理局のほうとも十分に連絡をとりまして、先生の御指摘の線に沿って法律的根拠を持つようになしうというのが今回の設置法改正の趣旨でございます。

輸出会議のことを若干目録自賛したような文章が入っております、まこ

とに恐縮でございますが、これはその法律問題とは離れて、事実上、この輸出会議というものが過去六年間行なわれて参りまして、実際問題としてこの輸出振興の上に非常に役に立って参りましたので、その事実問題を単に申し上げているわけでございます。

それからなお、昨年委員の任命がえのときにも先生の御指摘がございましたので、今後、輸出会議という閣議決定に基づく輸出会議は開催しないという方針を決定いたしました、委員の任命がえもいたしまして、ただいまは輸出会議の委員は一人もおられないという状況に、いわば空席になっております。

それから昨年の秋でございますが、国際収支の関係等から早急にこの輸出振興問題を取り上げて討議しなければならぬような事態になったわけでございます。従来、もし、この輸出会議というものが特に問題がなければ、当然輸出会議を開いてやるべきような事態でございましたけれども、特に先生の御指摘もございましたし、私たちが今までの状態で従来どおりの輸出会議をするのは適当でないという判断のもとに会議の方式をすっかり変えまして、事実上輸出懇談会ということとして、従来の輸出会議とは全く形式の異なつたやり方で会議をいたしたわけであります。そして今回この法律上の根拠を得た正式の輸出会議ができることになりました場合には、また輸出会議という名称も使います、今後輸出会議を開催をして参りたい、このように考えております。

○千葉信君 その輸出会議を輸出懇談会という格好に名前を変えても、私は

法律上許さないつもりでおります。行政組織法第八条に抵触する疑いのあるその各種懇談会、委員会等については、単に輸出会議ばかりじゃなく、当時政府のほうで内閣に設けられていた暴力防止対策懇談会あるいは外交問題懇談会、労働問題懇談会等々、違法なる存在として行政機関の中に設けられていたものが幾らあるかという点、当時四十数件ありました。その中の一つとして、この輸出会議の問題が委員会の席上で問題になったわけです。今の御答弁を聞いておきますと、私のほうへも今後輸出会議は開かないという連絡をして、法律に基づかないという組織については解消いたしますという答弁が当時の官房長から直接私のほうへありましたが、今のお話を聞いてみると、九月には必要があったけれども、とうとう見合わせたとという答弁ですが、はつきりおっしゃっていたことが、これは、昨年の四月十六日、そういう連絡が私にありました以降、輸出会議は一体、下部の産業別輸出会議の關係も含めて、開いたのか開かないのか。それから、はつきり解散。今のお話では、何か委員は委嘱されたままであるけれども、有名無実だという御答弁でしたが、そういう人たちに對して政府の持っていた輸出会議、産業別輸出会議の委員諸君に對してもはつきりとその從來委嘱した委員を解いたのか解かないのか、はつきり御答弁をしてもいい。

○説明員(山本重信君) 輸出会議は昨年の六月に開きました。それは当時輸出会議をする段取りをいたしておりましたので、六月の九日にいわば最後の輸出会議をいたしました。そうして委員の任命も六月末日までということとで期限を切りまして、それ以降は輸出会議は全然開いておりません。それから現在委員の任命がえを行なっておりますので、委員はおらないのでございす。ただ、これを正式に廃止するためには閣議決定によって廃止する必要があります。その点については閣議決定を要する必要があるのではないかと考えています。その手続が実は現在までちょっとおくれておりますけれども、これは早急に実施いたしたい、このように考えております。事実上は全然動いておりません。

○千葉信君 そうですね、通産省のほうの立場としては、国会の論議、大臣の答弁等があったあと六月の九日に開いただけで以後は開かない。かなり自粛はしているようですが、しかし、成規の手続は今日までまだとられていない。成規の手続というのは、ただいまの御答弁のように、閣議の決定に基づいて設けられたものだから、したがって、これを廃止するためには、廃止するという閣議の決定が当然必要なのではないかと、実質的には廃止になったことになり、実質的には閣議決定がとられないまま今日に及んできている。したがって、閣議ではおそろしく今回の法律案が提案されるにあたっては、輸出会議については正規なものとしてこの総理府設置法等に含めるということに決定を見たわけですから、まあ事実上は閣議では從來のものに廃止するという態度をきめたものと同じような格好になっている、こういうわけですね。

○説明員(山本重信君) 実質的には先生のお述べになりましたとおりでございます。ただ、形式的にはつきりと閣議決定で廃止という手続はとられておりませんので、これは早急にとりたいと思います。

○千葉信君 何か先月の末か今月の初めに、輸出会議だけは開かれたような新聞記事がありました。これはどうですか。

○説明員(山本重信君) そのような事実はございません。

○千葉信君 自余の問題はまたあとでやることにして、きょうはこれぐらいにして、私は、郵政大臣と会見の約束がありますから……。

○委員長(河野三三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野三三君) 速記をつけ。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑はこの程度にとどめ、午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(河野三三君) これより内閣委員会を開きます。

午前中に引き続き、総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府側から深見中央青少年問題協議会事務局長、説明員として運輸省岡田港灣局参事官が出席されております。御質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 青少年問題協議会につきましては、非常に関係するところが広範なわけですから、法務省の関係がございましょうし、労働省も関係がございまして、厚生省あるいは農林省と、非常に広範に関係があるわけですが、こういう各省とはどのような協調をしてやっておられるのだろうかというふうに思うわけなんです。ここへ協議会の委員が二十何名おられるわけですが、そこでそういう関係各省との連絡調整というふうなもの、一体的にどういうふうなやり方でおられるんだらうという疑問がわくわけなんですけれども、各省の関係者が、担当者が総理府に集まって、そして総理府総務長官が調整なさると、こういうことですか。常設的にはつきりわかるんですけれども、どういうふうなふうに調整をし、協議を持っておられるのか、その点をまず伺いたいと思います。

○政府委員(深見吉之助君) お答え申し上げます。

御承知のとおり、青少年問題協議会は、青少年問題に関する広範な行政を担担いたしております各省の間の施策について、必要な事項を調査研究したり、また、その調査研究した事項を中心にして、これを施策の上で現行法に必要なる連絡調整等を内閣的に行なうことになっておりますので、法律によりまして毎月一回以上の委員会を開くことになっております。現在も大体毎月一回の協議会を開催し、その協議会を開催いたします前に、各省から連絡員、大體課長クラスでございまして、連絡員ができております。連絡員会議をします。連絡員会議におきましては、各省が独自にいろいろ他の省と連絡したい事項等を持ち寄って参ります場合もございまして、あるいは事務局のほうで、たとえば最近睡眠剤の遊戯といったようなものが新聞等に大きく出ておる、こういう問題について、各省ではどういう考

方を持っておられるのだろうかといったような、事務局側から相談の議題を提出する場合もございしますが、そういうものを持ち寄りました連絡員会議でいろいろ相談をいたし、睡眠剤遊戯なら睡眠剤遊戯については、厚生省の業務課のほうの課長に来てもらって説明を開こうじゃないか、こういうような相談がまとまりますと、次回の委員会の際にそういう所管の人に来ていただいて報告をしよう、そうしてまた、それに対して警察等からも意見を述べて今後の取り扱いを協議すると、こういうふうになっておりました。睡眠剤遊戯を例にとりまして、警察、文部省、厚生省等が密接なチームワークをとらなければならぬ点が非常に多いわけでございます。さらに事務を進めます上においては幹事会というのがございまして、幹事は関係省庁の局長をもって構成いたしておりますが、幹事会を開催する必要がありますが、幹事は連絡委員会の相談の結果さらに幹事会を持つと、こういうようなことをいたしております。それからまた、専門の事項等が必要な場合には専門の委員を別にお願いをして、研究をしていただいた結果を委員会に報告していただく。そうして各省がその内容についての検討をしますと、こういうような格好をとって現在進めておるわけでございます。

○委員長(河野三三君) 鶴岡委員に申し上げますが、御要求の法務省の政府委員ですが、御承知のように、石炭問題で本日非常に繁忙をきわめておるので、もしお許し願えれば、次回にひとと議っていただきたいと、こういうことですが……。

○鶴岡哲夫君 労働省ですか。

○委員(河野謙三君) 失礼いたしました。労働省です。よろしゅうございませうか。

○鶴岡哲夫君 よろしゅうございませう。

○委員長(河野謙三君) それでは、労働省関係の御質疑に対する政府委員の説明は来週火曜日にいたしますから、御了承願います。

○鶴岡哲夫君 各省は、それぞれ青少年に対する施策を行なっているわけですが、農林省は農林省として農村建設隊といいますが、あるいは農村の二、三男対策といいますが、最近になりましては跡継ぎの問題という点についてはそれぞれ農林省としての施策をやる。厚生省は厚生省として施策をやります。法務省は法務省として施策をやるわけですが、その場合に、青少年問題協議会としての何か基本的な方針というものがあって、あるいはまた、そういうものを各省から集めるようなものを作って、その線に各省はできるだけ沿って運営されるような、そういうようなことをやられるわけですか。

○政府委員(深見吉之助君) 青少年対策をいろいろと審議をいたしておりますが、特に、民間から委員になった方々が現在八名ございますが、そういう方々が現在の青少年の状況にかんがみて、特に政府としてはこういうような施策をとってほしいといったような御意見で常に出るわけでございます。そういう御意見が出ますと、それらを一応取りまとめまして、先ほど申し上げました連絡会議等で検討して、一応委

員さんの御意見を作文をいたしまして、当面の重要施策として委員が行政機関に要求しておられる内容がこういう点に重点がある、こういうようなことを作りまして、それを協議会の際、皆さんにお見せする。その方針に従って各省が協力をしていく。こういうことを、それだけではございませませんが、そういうことがやはり全体の基本施策の樹立といったような意味合いにおきましてとられております。

○鶴岡哲夫君 二十八年から都道府県に對しましてその運営として補助金を交付する。それで法律の建前として、都道府県それから市町村、特別区、そこに青少年問題協議会が設立されるような形になっておりますが、これは全国の都道府県全部でございまして、それから市町村、特別区、市町村等についてはどういふ形になっておるのか。その協議会というものと中央青少年問題協議会というものの組織的な関連はどういふふうになるのか。

○政府委員(深見吉之助君) 現在、都道府県は、全部の都道府県にできております。それから市は、六十九%ほどの市が組織しております。また、町村につきましては、大体三〇%強という程度でございませう。

○鶴岡哲夫君 そういう都道府県の青少年問題協議会、それから市並びに町村、特別区の協議会、それとこの中央青少年問題協議会との組織的な関係は、どういふふうになるのございませうか。

○政府委員(深見吉之助君) 組織的な関係によりまして、都道府県市町村にも置くことができると、こうなっております。それによりまして設置され

ておるようなわけでございませうが、先ほど御質問の、中央との関係は、中央ではその地方の協議会に資料を流しまして、また、地方の協議会等がいろいろ活動をしておりますが、やはり青少年問題全般の様子、また、民間の声をこれに反映させていく必要もございませう。同時に、中央にいたしましては、中央の施策を基本的に研究調査する必要上、現在のところ、全国を五ブロックに分けて、年一回ずつ五ブロックでの青少年問題協議会の関係者の会議を持っておりまして、これを五ブロック会議と称しておりますが、それで地方の声を聞き、それから地方に各省から出向きまして各省での施策の説明を求めているわけをございませう。

○鶴岡哲夫君 午前中に千葉委員が、この青少年問題協議会の法律的問題について種々質問をし、論議をしたんですが、どうも今のお話を承っておりますと、非常に変わった組織のように思われます。中央の青少年協議会というのと都道府県並びに市町村、特別区の青少年問題協議会との関係を組織的にやはり関連がはつきりするようです。そしてそれに補助金が出るというわけですが、その補助金が都道府県、これが五大市になるわけですね。それからまた、ブロックでそういうような会合をお持ちになるといふことでありますが、この問題はもう一べんあらためてひとつ論議をいたしたいというふうに思ひます。

これだけ承っておきまして、それから青少年問題協議会で直接予算を持っておやりになる事業というふうなものですね。また、都道府県青少年問題協

議会のほうに補助金をお渡しになるといふようなことを通じての行事もあると思ひますが、私どもが新聞で読む範囲で承知しておりますのは、この協議会で外国に人を派遣するというのがあつたわけですが、そこで、直接予算を持っておやりになるのは都道府県青少年問題協議会、さらにこれから五大市の青少年問題協議会に対する仕事と、それから今の外国に派遣される、これが大抵二つの仕事ではなからうかと、いふふうな推測をしておるわけですが、けれども、そこら辺のところを承りたい。

○政府委員(深見吉之助君) 御承知のとおり、青少年問題協議会は直接行政を担当するといふ組織にはなっておりません。それで、都道府県に對しまして補助金と申しますのも、その中には事業費的なものは何ら入っておりません。地方における青少年問題協議会の協議、その他事務の上に必要な、あるいは調査研究といったようなことに必要な費用に対する補助でございまして、これは事業費的な性格を伴っておりません。中央におきまして、海外派遣その他若干事業費的なものが中央青少年問題協議会の予算としての予算に計上されておりますが、実はこれは総理府の予算でございまして、国の行なり予算で、われわれは青少年問題協議会自体は考えておらないのであります。総理府におきまして、事青少年に關します予算は、やはりわれわれのところから何と申しましても一番詳しく、しかも青少年との連絡を常にとつておる場所なので、ここがいろいろと下準備を

し、あるいは海外派遣につきましても、人選等に關与するといふことが、一番担当するといふ最も適當な場所だ、こういうふうに判断が下されまして、われわれのほうに、その予算が分類されてついでにおる、このように考えております。

なお、海外派遣の業務は、これはやはり各省に關係いたしました青少年が、実は派遣されておりました。文部省にも、農林省にも、若干そういう性質の仕事がございまして、それぞれの省につけると、どうもその系統の青年ばかりが出ていくような傾向になつていけません。この考え方から、この予算の当初におきまして、青少年問題協議会にどうしたらいいかというお問い合わせがあつたわけですね。その際に、各委員、あるいは各省から出ております委員方、これは総理府のほうで直接やつて、総理府の連絡調整の業務としてやることが適當である、こういうふうなことになる。そして、総理府がこれを実施して。そして、ただいま申しましたように、総理府の業務でございませうけれども、最もエキスパートであるといふような意味合いで、青少年問題協議会が、この業務の選考その他に当たつておる、こういうわけでございます。

○鶴岡哲夫君 よく承知しないもので、それから、こまかいことを伺ひたい。まずけれども、この補助金——都道府県、さらにこれから五大市に出されます。この補助金は、協議会がお出しになるのですか。

それからもう一つ、中央青少年問題協議会のほうで、外国に青少年を派遣

される場合のその支出は、これは協議会がおやりになるのか。

それからもう一つ、派遣する人はどういうような身分で行かれるのか、公務員として取り扱われるのか、その期間どういうような身分になるのか。

その三つを伺っておきたいと思えます。

○政府委員(深見吉之助君) お答えいたします。補助金は、これは国の業務としての国庫の支出でございます。総理府は、会計課長の手元においてすべて交付されております。また、海外派遣の費用も同様でございます。総理府の仕事として先ほど申しましたように行なわれております。ただ人選その他につきまして、またその準備業務を、青少年関係の最も直接担当者であります青少年問題協議会の事務局でこれをやっております。でございますから、派遣団員の決定その他は、全部総務長官並びに総理大臣の決裁のもとにこれが派遣されておるわけで、その最終段階においては、青少年問題協議会はその責任者になっております。

また、最後の身分の問題でございますが、全員、一般青年団等から派遣されると同様に、公務員の扱いはいたしておりません。

○鶴岡哲夫君 公務員でない者に対して旅費その他手当を支給するわけですが、それはどういふような解釈で公務員でない者に対して旅費、手当に該当するものを支出されるのか。

○政府委員(深見吉之助君) お答えいたします。形式的には、依頼出張というふうな形になりまして、国費によりまして出張をせしめる。

○鶴岡哲夫君 依頼出張ということですが、その依頼出張しておる間は、身分は公務員としての取り扱いがしないう、こいうようなことになるわけですか。

○政府委員(深見吉之助君) さようでございます。

○鶴岡哲夫君 何か非常につかみ金みたいな感じがするのであれば、もういふようなばく然とした金の出し方で、かりに各省でそういうような処理をする場合があるのでしょうか。私は寡聞にしてそういうのを聞かないのですけれどもね。

○政府委員(深見吉之助君) 文部省等でも婦人の代表を派遣をいたしてありますが、同様の措置をしております。また農林省で、御承知のように、短期労働者というのでございますが、ああいうものが出ておりますが、青年を現地に派遣しておりますが、同様にしておると承知いたしております。

○鶴岡哲夫君 この依頼出張というのは、どういふ形になっておるのですか、旅費の支給の形は。

○政府委員(深見吉之助君) 先ほど申し上げましたように、支出万端は、総理府の会計課において、会計課長の責任で行なっております関係で、当然会計法規に従った支出が行なわれておると承知いたしております。

○鶴岡哲夫君 いや、私の伺っておりますのは、依頼出張ということですが、ただばく然として出しているわけじゃないので、やはりそれぞれ項目をはっきりして出ていると思うのです。そうして、どういふことを依頼してあるのか、その点をはっきりして出ているのだらうと思うのです。一

人、二人という問題じゃなくて、相当多数の者がこの経費によって出ているわけですから、しかも三年にわたっておるわけですから、その点をひとつ明確にしたいだきたいと思えます。どういふような依頼出張になって、そうして内訳の項目はどうなっているのか、伺っておきたいと思えます。

○政府委員(深見吉之助君) 内訳の項目というのは、あるいは御質問に合いますかどうか存じませんが、外国旅費として支出されておるわけでございます。その内訳をさらに申しますれば、航空運賃、船便等の費用及び日当、宿泊費というものも含まれております。それ以外のものは支給いたしてありません。そして、会計課のほうで所定の規則に従って支出をしておりますようになっております。

○鶴岡哲夫君 これは公務員等の旅費法によって支給しておるわけですか。

○政府委員(深見吉之助君) そのとおりであります。外国旅費によって支給いたしております。

○鶴岡哲夫君 それで、旅費法の支給規程によって支給されておるが、公務員ではないと、こいうわけですね。

○政府委員(深見吉之助君) そのとおりでございます。

○委員長(河野謙三君) 鶴岡君に申し上げます。ただいま法務省から、説明員として、福井矯正局参事官が出席されました。

○鶴岡哲夫君 この問題は後ほどひとつ残しておきまして、次に過去三年にわたりまして国外に青少年を国際交流という形で出しているのですが、何人程度出ているのですか。

○政府委員(深見吉之助君) 第一年度が百七名でございます。うち十三名が指導者でございます。第二年度も百七名でございます。うち指導者は十三名でございます。第三回目、昨年でございますが、百六名でございます。指導者は十二名でございます。各年度のうち、女子が二十名ずつ入っております。

○鶴岡哲夫君 これだけの仕事を、百七名という人たちは、これはおそろく何班かに分けてお出しになるのだからと思えます。派遣先の国もそれぞれ違っておるのだからと思えますが、これだけの百七名という人間をそれぞれ国の違ったところに何班かに分けて出すということは大へんな事務量だと思いますが、青少年問題協議会というものは、これがほんとうの中心的の仕事に結果的にはなっているのじゃないでしょうか、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(深見吉之助君) 私のほうのスタッフは現在二十一名おりますが、そのほうの担当は現在三名でやっておりますわけでございます。

○鶴岡哲夫君 この百七名というのは、どの程度の候補者の中からこいうような人間がきまるわけですか、そしてその選考のやり方についてですね。

○政府委員(深見吉之助君) それじゃ少しこまかく申し上げたいと思えますが、総理府のほうでこいういふ仕事が始まりまして、その方法を青少年問題協議会に申しつけられました。それに従って、青少年問題協議会では、いろいろ各省とも協議をいたしました。実施要綱を作成をいたしました。その実施要綱によって、各都道府県から必ず

男子一名以上を派遣いたすことにいたしております。それから、女子は二十人でございますから、各県から一名以上とは参りませんが、適当にブロック的な配当を毎年考えるということで選んでおります。その派遣要綱の内訳をいたしましては、年令は二十才から二十六才までのいわゆる大衆青年であって、将来その郷土にあって、郷土の発展のために寄与することのできる青年であるということにいたしてあります。語学等もそういう意味で厳密には申していませんが、中等学校卒業程度の語学力があることを第一義的の条件として、それ以上あることが望ましい、こいうふうなことにいたしております。そうして、その条件と申しますか、選考上の留意事項といたしましては、地方において青年団あるいは4Hクラブ等のようなグループ・ワークを経験しておるということ、つまり一人々々でただ外国へ行ってみたいといっただけでは資格要件にならない。多くの人々の中において日ごろの活動状況が青年としてきわめて優秀であるといったような者を都道府県から選んでいただく。体位の問題とか、あるいは病気の点とか、いろいろこまかいことを示しておりますが、こいういふような資格要件を満たされます者から、都道府県知事は、やはり都道府県それぞれ青少年問題協議会に諮りまして、青少年問題協議会は、御承知のように、現在では社会教育、あるいは民生部の児童福祉関係のもの、その他各般の委員で構成されておりますが、それらの委員がこれを認め、そうして府県によりまして、若干のテスト等をいたしまして、その中から、多数の中から、中央

には大体県当たり五名程度の候補者を推薦することに相なっておりまして、その五名の中から、中央で資格要件その他を見まして、男子一名をまずとる。大体大きな都県に對しましては二名ないし三名——東京は六名、大阪が四名、神奈川が四名、五名になった年もございまして、そういう数をとっておりまして。現在までのところ、全部の県から毎年一名以上は必ず出る、こういうような格好になっております。

○委員長(河野謙三君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記をつけ

○鶴岡哲夫君 三年間にわたりまして三百二十名近い人たを海外に派遣されていくわけですが、これは二十才以上二十六才、青少年というより、青年に該当するわけでしょうけれども、これは中学校程度を出たということですが、青年団あるいは4Hクラブというような話もありましたけれども、これはそれぞれ、学校に行っている者ではなくて、働いている人だろうと思うのですけれども、その内訳はどういうふうになっておりますでしょうか。

○政府委員(深見吉之助君) 御指摘のように、全部現在職域で働いておるということでございまして、要綱の中にも、現に大学等に在学中の者は除くというように書いてあります。その内訳でございますが、今までの全部の内訳はたゞし手元にございせんが、本年のものについてだけ申し上げたいと思います。大体毎年ほとんど数は違っておりません。本年の地方から

出て参りましたものの中から所属の団体を調べますと、青年団——男子でございまして、青年団が二十八名、青年会、これはいろいろの青年会という名前を持ったものがございまして、そういうものの所属が八名、4Hクラブが六名、ボーイ・スカウトが三名、子供会のリーダーが四名、BBS、これは法務省関係の団体でございまして、一名、社会福祉団体が二名、農協青年部が二名、青年学級に参っております者が一名、健康少年団一名、学農少年団一名、その他青年指導員が五名、それから職員組合に属する者が一名、青年建設班に属する者が一名、ユース・ホステル協会が一名、所属のない者というのが——所属のないというのは、これはいろいろ名前を特に出ることはできないようなものだと存じますが五名、その他という意味で五名、こういうような数字があげられております。

女子につきましても申しますと、女子は、青年団が四名、青年会一名、ボーイ・スカウト一名、BBS一名、社会福祉団体一名、その他八名、YWCA一名というふうになっております。

○鶴岡哲夫君 大体傾向はわかりましたのですが、この青少年問題協議会というものが、各省にまたがって、非常な広範な範囲にまたがっていること——農林省の関係もありまして、あるいは労働省の関係もありまして、いろいろ各般にわたっているわけですが、これも、これを見ますというところ、どうも非常に片寄った感じがするわけですね。片寄っているというのは、農業関係なり、あるいはまた青年団関係、4Hクラブ——これはまあ農村ですが、それから農協の関係にしまして、略

農林関係にしまして、そうであり、あるいは農村建設の関係にしまして、これは農村です。この感じでは、非常に片寄った問題の処理をしておられるのじゃないか、あるいはそういうような気持を持っているのだから、そうではないというお考えなのかどうか、その点をひとつ伺っておきます。

○政府委員(深見吉之助君) 片寄っておりますと申しますと、実は日本の青年団の構成上、農村に片寄っておりますのだというところは、どうもやむを得ないことではないかと、先生の御質問は、どの方面に片寄っておりますというようにお感じでございますか。実は、職種別にさらに申し上げますと、この大体百名の者のうちで、三分の一、三十五、六名が農業従事者でございまして、それから、現に会社等に勤めております者が十一名。主として女子のほうに多いのであります。学校の教員が九名、事務員が七名、小売商が六名、銀行員一名、福祉施設の保育が一名、工員が二名、栄養士、その他というふうになっております。この工員のごときは、一人は茨城県から出ました日立鉱山の鉱員でございまして、一人は神奈川県の出で、自動車に勤めておる工員、まあこういう者を加えております。むしろもう少し工業あるいは商業というほうが出てくればよいというふうには思いますが、現在の青年団構成から見ますと、とかく農村出のほうが多いというところは申し上げられる。われわれは、なるべく各般の業態から選びたいと存じますが、どうも日本の青年団は、あるいはクラブ・ワークをしておる者は、そういう方面に多いという関

係から、そういうことになっております。

○鶴岡哲夫君 青少年問題協議会というものが、農村関係の青少年を対象に、中心にしておるといふわけでもあるまいと思ひますし、もっと広範な問題を取り上げておられると思うのです、建前としては、その場合に、今伺った限りにおきましては、どうも非常に片寄っておりますというふうに思ひますし、工員二名というお話ですが、非常に片寄っている印象を強く受けるのです。この百七名を派遣するのに、どの程度の経費が要るわけですか。

○政府委員(深見吉之助君) 経費は、総額八千円でございます。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、三年間にわたって二億四千万という金を使つたと、こういうわけですね。それで、一体、これだけの派遣をしてみて、あとどういふような成果があったのか。具体的に、その調査をされたら、あるいはこういう活動をしているといったような点は、はっきりしておるのでしょうか。青少年の問題について、これだけの二億四千万という金をかけて、片寄ったこういうような人間を派遣しまして、どれだけの効果があるのか、そういう点の把握をしておられるのかどうか、それをひとつ承ります。

○政府委員(深見吉之助君) この成果は、非常に各方面から——これは若干手前もそまいたいになりますけれども、賞賛を蒙受けておるとわれわれは考へておるわけでありまして。各方面に参りました青年は、帰って参りましてから、多いものは数十回、少なくとも十回程度の報告会を開催いたしまして、ある青年のごときは、地方に出てい

る頼まれて、外国事情や自分の体験を発表するので、家族から少しは聞かれたといったような打ちあけ話をする者もいるくらいに、非常に活動をしております。なおまた、この成果は、多額の国費をかけておりますので、決して個人の一人だけの利益として私すべきものじゃないと考えておりまして、できるだけこの効果を多く敷衍するように努力するように申しておりますが、政府といたしまして、その八千万の経費の中で報告書をまとめる仕事をいたしております。毎年、各団員から報告書を提出させまして、それを印刷して、図書館、主要なる市町村等に配付をいたしております。この報告書も、各方面から、非常に内容も青年の率直な観察が見られてよいというふうに言われておるわけでありまして。片寄っておりますという御指摘でございますけれども、農業関係が三分の一、どうして今日日本の青年構成で、都市におきまして、非常に最近都市に工員等流入することが多いのでありますけれども、これらの青年がまだ、個人々々としては働いておるますけれども、グループ的にいろいろの活動をしておる、われわれの青年団体としての選考の場の中へ入ってきたものでございまして、これはもちろん、別個の観点から、われわれ、そういうグループ作りというものを青年指導として必要だということを文部省等にも申し、また、労働省その他でも、そういう観点での指導をしておりますが、やがてそれらの者がだんだんこれらの中に現れてくるというのを期待しておるわけでありまして、現段階では、われわれ、できる限り、そういう片寄らないとい

うことを趣旨にしてやっておることを申し添えておきたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 この報告書をぜひひとつ一部いただきたいということ、それから、帰ったあと、これはどこでも出張した場合は必ず出張報告をするわけですね。報告はよろしいのですけれども、帰ったあとという活動をしておられるか。報告会というお話がありましたが、その程度の義務を課してあるのか。報告会は何回やってもいいし、とにかく、報告会程度の義務を課しておるのか。

それから、何か官製の青年団みたいな感じを受けるわけですが、これも、こういうような形で、やはり自主的なみずからの青年活動なり、あるいはグループ活動というものが、やはり官製的な息をかけられておるといふようにしかとれないような印象を受けるわけですが、そういう意味において、健全な青少年問題、発展する問題について、どういふふうな感じでおられるか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(深見吉之助君) 帰国後のグループ活動、帰国後の報告活動等は、その内容がどういふことを言っているかといったようなことは、われわれのほうでは指導もいたしませんし、またそれを一々チェックする立場でもございせんので、どういふことをいたしておられますかはわかりませんが、感じなども一応報告書にその青年たちが感じたことが書かれておられますが、おそらくそういうことを話したりしておるわけであらうと思ひます。その回数だけは、ただいま申しましたように、一応本人を通じて——県でもわからない、本人が婦人会に行つて話したというよ

うなことを一々県に報告しておるわけではございせんので、本人にそういうことは聞き合わせまして、一応データは集めておりますけれども、この回数よりも非常に多くの回数をおそらく活動してくれておることと思ひます。それから義務をとっしやいますけれども、われわれは義務を課することのほうにむしろ官製的なものにするおそれがあると思ひまして、今日青年のこういう仕事は本人の自発的活動に待つというところでございまして、またそういう将来自発的な活動をしてくれるような青年でなければ頼もしくないと考えておるわけで、義務といったような形では格別何もしないでおるやせん。それでございまして、御心配のやうな、官製のな、あるいは何かわれわれが意図して、これを将来どの方向に持っていくといったようなことは、むしろわれわれのほうでは力も及ばないやうな格好でございまして、ただ十分に使命を果してほしいというこゝのみを申して、またその線で働いてくれるやうに考えておるやうにして、むしろ、皆さんが現に見ていただいて、地方に帰つての活動をわれわれが仄聞します結果は、非常によく働いている、いことをしておるといふおほめをこそいただいておりますやうな現状ではなからうかと実は考えておるわけでござい

ます。今後ともそういうやうな活動で参りたいと思ひますし、この者が相当できまして、これで一つの青年グループを作るといったやうなことは考へておりません。各青年団体の、現在属する青年団の中へ入つていって、その中で従来どおりの活動を豊富にするやうにということをお願いしておる程度

で、また事実、この問題につきましても、現在日本の各地にいろいろの形の青年団がございまして、おそろしく特にお聞きいただければ、おそろしく何があるというやうなことはないと思ひます。みな自分たちの民主的な青年団の一員としての活動をしてくれ

おると存じております。

○委員長(河野謙三君) ちょっと関連して伺ひます。先ほど鶴岡委員の御質問で、依頼出張という形をとつておると、こういうのが、依頼の形で、たとえば農村の方が三分の一だといふが、どういふやうな依頼をしておられるか。たとえば、農村の青年に向こうへ行つて農村事情を調べてこいというやうな依頼の仕方じゃないと思ひます。少なくとも、その派遣される青年の経歴なり、家庭の事情なりから見て、特にもっとしほつて問題は酪農について見てこいとか、向こうの農業団体の組織についてもう少し調べてこいとか、こういう、依頼する場合に依頼の仕方が何かしほつておられるかどうか。私がその疑問を持しますのは、従来向こうに行かれた、まあ私の地元でも行つてきた人がたくさんありますけれども、とかく何しに行つてきたかわからぬやうな結果に終わつておるのが多いのですよ。あなたは、各所に

行つて非常に講演会やると言ひますけれども、それはやっていますよ。アメリカへ行つた、欧州へ行つた、帰つてくると、ひとつ話をしてくれ、いろいろやっていますよ。なかなか忙しいですわ、それは。忙しいけれども、どうもただばく然と外国の生活を経験してきたというやうな程度に終わるやうな、まあ私の聞いた範囲が片寄つてい

るかしらぬけれども、そういうのもあるのです。依頼の仕方というものをもう少し具体的にしほつてしかるべきじゃないかと思ひますが、現にどういふやうな依頼の仕方をしておられますか。

○政府委員(深見吉之助君) その点は、派遣要綱の中にございまして、団員はそれぞれ派遣地域に応じた視察研究の目的を有することというやうなだけのことをしておりまして、青年が海外派遣を希望いたしましたら都道府県に応募をいたしますときに、原稿用紙二枚程度自分の見てきたいことを作文して出すことになっております。それらを見まして、大体この青年は農業関係、あるいは商業関係、工業関係、あるいは酪農といったやうなことがわかるわけでございます。それを私のほうでは選考をいたしまして、先ほど申しましたやうなそれぞれの職種のものが出て参りますと、たとえば欧州に参ります場合には、農業を主にしたもの、工業の見学を主にしたものといったやうな班を中で作らせてまして、その相互の研究をその間にします。しかしながら、日程その他の都合で、また特に言葉の関係で一人、二人がばらばらになつてそれぞれのところへ入るといふことは、大衆的な青年を対象にしておりますとき

には非常に困難でございます。引率者が同様に参りまして、農業のところへ工業の青年ももちろん入りますが、それぞれの立場でそれを観察する、こういうやうにいたしております。まあ大体において、みんな何かをつかんで帰つてきておるやうに思ひます。この青年たち

の報告で、船で行くといふことのプラスは非常なものだと、飛行機では絶

員が残らず帰国後戻つたば活動をしておると申し上げかねることは残念なでございましてけれども、まあそのあと成績の悪い者も毎年百人のうちに五、六人はどうも私もやはりあるのじゃないかと、これをなるべくなくさなければならぬといふやうには考へておりますが、多少そういう者があることは認めざるを得ないことと思ひますけれども、全体的にはやはり非常にプラスになっておると考へております。

○委員長(河野謙三君) 重ねて伺ひますが、まあその歴史も浅いことですから、無理もないですがね。もう回を三回ですか、重ねておるのですから、こちらで一ぺん過去の実績等をよくお調べの結果、今後より効果あらしめるためには、再検討をしなければならぬのじゃないかと私は思ひますが、もう一点は、この往復は船で行くのですか。

○政府委員(深見吉之助君) 行くときは船でございまして、帰りは飛行機で参っております。

○委員長(河野謙三君) それは旅費の関係でそうなつておるのですか。

○政府委員(深見吉之助君) 旅費と申しますよりも、飛行機で直ちに現地に到着しますと、やはり十分に外国になじまないといったやうな点がござい

ます。また、船でアメリカならば二週間、ヨーロッパは約一カ月船旅をいたしますが、その間におきまして、船の同船者と非常にいろいろ交際をして学ぶところが多いのでございまして、その意味で、これは欧州は特に日本の船も

対味わえないものがあると申して

通りかかると、で、飛行機で

私は、三月

対味わえないものがあると申してあります。今後ともこの点は船で参りたい。船で参りますことは、予備教育の延長であるというように考えております。帰りは、やはりあまりに日がかりますので、飛行機で帰る、こういうことになっております。

○委員長(河野謙三君) もう一つ、私は、船で長いこと生活すれば、それはそれ相応のいろいろな経験をするとお思います。ただ、外国の事情を調べに行くのでしよう。その場合に、船でなくとも、向こうへ早く飛行機で飛んでいけば、その日から外国人と生活するわけですね。だから、私はむしろ、予算の関係等があれば、旅行日数を詰め、ダイレクトに飛行機で行って、そうしてもっと早く向こうへ行って、船という限られた中じゃなくて、広い範圍で外国の人と接し、外国の生活を體驗したほうが、より目的を達するためには効果的じゃ私はないかと思うのです。まあこれは意見になります。が、ただ、私の言うことも少し極端かもしれませんが、あなたの言うことも、もう少しぬぐい、あなたの言うことも、そういうふうにおきめになって、それがいいのだとお考えになっておることも、少し僕は極端じゃないかと思う。だから、これはひとつ検討してもらいたいと思うのだが……。

強うございしました。で、飛行機で行くことについての希望者という者はほとんど絶無でございます。また、東南アジアの大使館からの報告も、いわば素養の十分でない、言葉の十分でない大衆青年を飛行機でほうり込まれますと、着いたとたん非常にコンプレックスを感じて、日本人としての何かおどおどした態度が強くて、現地にないまじりな態度が強く、船でことしなだ参りましたのは、去年の団員と見違えるほど入ったとたんりっぱであつたという報告も聞いております。これは事務担当者といまして、独断で決してやっておるわけではございませんで、十分に事前に青年の声を聞き、また、派遣青年の声だけでございませんで、実は各おもな青年団体二十ばかりございますけれども、その団の幹部の人にも集まっていたら、たまたびこの問題についての反省会を開いたその結果なのでございます。なお、経費の点から申し上げますと、片道船で日にちが長くかかるようございますけれども、そのほうが実は若干安いのではございませんで、往復飛行機にいたしますと高いのでございませんで、それと、アメリカは直接参りますために、寄港地にいろいろ変化がございまして、かえって内容が豊富になる。こういう点もございませんで、よく今後とも研究し、また、必要な措置はとりたいと思ひますけれども、そのように考えておる次第でございませんで。

○委員長(河野謙三君) 鶴岡さん、関連が長くなって済みませんけれども、もう一言……。

私は、青年団なりそれから団体から希望を聞けば当然そういう希望が出ると思うんですよ。われわれだって旅行する場合、船に乗ったり、自動車に乗ったり、汽車に乗ったり、飛行機に乗ったりいろいろしたほうがおもしろいんですよ。私はそういう観点からきいておる希望が強いと思うんですよ。そうじゃなくて、私が質問するのは根拠があるんですよ。これはあなたのほうから出ているのじゃありませんけれども、一昨年私は欧州に行きましたら、農林省でしよう、向こう一カ年間農村の青年が行って生活しておるんですね。その連中が、たまたま私がスイスへ行きまして、私の行ったところにみんな酪農の品評会があるので集まっておった。そこで、その連中と一晩座談会をやった。そうすると、その連中はむしろ逆です、私の聞いたのは、船でだらだらと行くよりは、その分だけこちの生活を経験して、いろいろなものに接してみたい、船でだらだら一カ月も引きずり回されて実にもったいない、こういう希望があるんですよ。でありますから、私は、私たちが旅行するんだって、もし金があり、ひまがあれば、たとえこのごろ船で旅したいと思ひますよ。このごろなんかは船で旅行するやつが金持だそうですね。飛行機で旅行するやつは貧乏人だそうですね。だからその観点も、まあさっき鶴岡さんが八千万円というのの大きいと言われましたが、私は、効果あらしめれば八千万円という金はたいしたことではないと思うんですよ。ただし、それはいづれにしても国費ですから、より以上効果あらしめるために、ただ、

青年団の希望を聞くとかなんとかなるに、国費を支出する側に立つて、政府のほうでももう少しとくど研究する必要があるんじゃないか。これだけを特に私はしつこいようですけれども、つけ加えておきます。

○鶴岡哲夫君 この青少年問題の協議会でやられる仕事の大きな内容になっておると思うのですけれども、こういうようなのんきな話ですが、年間八千万円と、したがって、三年間に二億四千万円という金を使って三百何名の人を派遣する。どうもその選定の仕方、私としては、非常に片寄つておるといふふうに思ひますし、さて報告書がきいておる——これはあたりまえの話なんです、その帰つたあと、それぞれのグループの中における活動、そういう問題についても十分把握をされないような実情にあるように受け取りました。個々の人からこれはお聞きになっておるかもしれないんですが、協議会としてどうもあいまいなように思ひますし、これはまあ行けばいいにきまつていますね、それは悪いことないでしよう。ですが、青少年問題協議会という、今日のいうものに血道を上げるような立場ではないのじゃないかというように思ひます。それは思ひまされない青少年だつて一ぱいおりますよ、非行青年だつて一ぱいいる、今、青少年問題のたいへんな時期にあるのじゃないかと思ひます。そういう場合に、青少年問題協議会というのが年間八千万円という膨大な資金をかけたして、しかもそれが、協議会が直接やる大部分の仕事の内容だということになっては、どうも

本末転倒じゃないかという感じが私はするのです。どの程度青少年問題というものを本気になって考えておられるのか。あとで少年院やその他詳しく伺いますけれども、どういふふうにご考慮のか。私はどうも何かのんきな話のように思ひてしょうがないのです。これはこれからもおやになるつもりか。

○政府委員(深見吉之助君) 先ほど申し上げましたとおり、この海外派遣が青少年対策の大半を占めた仕事だといふようにわれわれ考えておりました。また、現在もわれわれのスタッフの中で専任にかかつておるものが、専任と申しますか、その期間、これは大体半年通算でございまして、半年くらいな期間忙しいときがあるわけでございますが、その間、三人でやらしていただきます。その他の仕事のほうがきつめて量も多うございまして、また、重要な問題がたたくございまして、決して今日の状況を、こういう一つの事業的なもの、海外派遣の事務をおあずかりしておるといふようなことで終始しておるわけではないことを申し上げておきたいと思ひます。また、われわれは、非行対策あるいは福祉対策、その他農村の後継者養成等に至るまでのことに心を配りまして、各省関係と常に密接な協議をいたしておるといふ次第でございまして、決して今までも、この重要な青少年問題に力を尽くしておらないといふようなつもりはございませんで、今後ともますますそういう意味の努力を重ねて参りたいと、こう考えておる次第でございませんで。

○鶴岡哲夫君 そうすると、青少年問題協議会が直接経費を持ってやってお

られる仕事は、このほかにどういふことがあり、事業としてやってもらえるのか。

○政府委員(深見吉之助君) 先ほど申し上げましたように、青少年問題協議会は行政行為をいたすことが主体でございまして、私のほうが事業費として直接持つておるといふ意味ではございまして、総理府の予算で、エキスパートというふうな意味合いで、青少年問題のほうでお預かりしておる経費というふうなものでございまして、地方におきまして協議会の費用とか、あるいは地方の青少年問題担当者の研修会をいたします費用あるいは青少年対策を立てるための根本的ないろいろ研究調査が必要でございまして。なぜ今日、かくのごとく青少年非行がふえてきておるのであるか、あるいは今日のこの社会の混乱の一つの原因はどこにあるか、あるいは労働者が流れるように都市に集まってきておるが、都市の労働者管理はそれでいいの、あるいは青少年の転職、再就職といった問題等がどう処理されるべきであるか、こういうことを研究をいたさなきゃならい。それが、そういう意味合いで、これを大学の社会学、心理学等の研究陣に委託いたしました基本的な調査研究、そしてそのデータによる行政を進めていくための費用というふうなものが、これは一千万円ばかりでございまして、計上されております。また、地方の実情を十分つづさに知って、後に各省でいろいろ施策を講じていただくために、モデル地区的な特別推進地区といったようなものも経費に計上されております。大体、わずかでございますが、中肯協の性格に伴いまして必要

な基本的な調査研究というふうな意味合いに付随した事業としてさような経費がございまして。

○鶴岡哲夫君 この青少年問題協議会が、エキスパートといいますが、まあエキスパートのようなことで、直接総理府の金でもつけようです、けっこうですが、そのエキスパートとして直接総理府の金で事業をやっておられるほとんど九割はこれじゃないですか、事業費の経費からいえば。あとは都道府県に対する補助、これはちよびり加わっております。百五十六万。あとの心理学とかそういうような研究的なものが一千万というところから、青少年問題協議会がエキスパートとして総理府の金を使っておられる具体的な事業といえ、この年間八千万円の外国派遣といふのが大部分の仕事じゃないですか。いかがでしょう。

○政府委員(深見吉之助君) 先ほど申し上げましたように、われわれは、青少年対策のすべてを行なっております。機関ではございまして、各省庁が行ないますことの基本的な連絡あるいは基本的な調査といったようなことを総理府の立場でやるための協議会でございます。その協議会に要します、そして協議会を進めていくために必要な材料を集めるだけの費用があれば、大体においてまあ使命は果たせるわけなんです。先ほど申し上げましたように、八千万円の外国旅費は、どこかの省にこれをつけていただいてもいいわけだけれども、各省が、当然これが育つまで連絡、調整の役も果たしてもらって総理府に預かっておれというように委員会での協議になつたわけなんです。これは青少年問題協議

会の費用の大半を八千万円が占めておるといふようにお考え下さらないようにお願いしたい。われわれのほうは、一千万円の補助金及びその必要、わずかでございましてけれども、データを集めるための調査費その他がある。そして協議会において内容的なもの、たとえば進んでいけば、使命は果たせる。念のため申し上げなければ、でも、そういう意味合いで、各省でそれぞれ担当してやっていただいております。青少年対策費といふものは、いろいろ柱の作り方がございまして、これも、二百億以上、百六十億と踏み、あるいは二百億と踏み、これもございまして、直接青少年対策の費用は相当そういう方面で計上されておるといふように御承知願いたいと存じます。

○鶴岡哲夫君 そういふことは私も承知してはいます。農林省に青少年建設隊が行なわれている。あるいは二三男対策が行なわれている。労働省でやられている。あるいは法務省でやられている。そういうことは十分承知をしておる。そして、それらを調整される、あるいは総合調整されるというふうなこともよく承知している。しかし、青少年問題協議会が直接事業としておやりになるのは、大部分はこれじゃないか、事業として金を使っておられるのはこれじゃないかということをお伺いするわけですか。おそれく間違いないと思うんです。そういうふうなことで一体青少年問題協議会というのはいいかどうか、疑問に思われるわけなんです。直接やられる仕事は圧倒的に海外旅行だといふ話じゃ、しかも、それが、選び方にしまして、あとの活動にいたしましたも、はなはだあいまいな形になっている。それでいいの、どうかというのを伺っておるわけですか。これからはおやりになるのかというのを伺っているんです。総務長官に……。

○政府委員(小平久雄君) 先生が御指摘のとおり、予算的に、あるいは実質的に見ますならば、一応青少年問題協議会が取り扱っておる予算ないしは事業といふものは、この青少年の海外派遣ということが一番大きな部分を占めておるといふ点は、もうそのとおりだと思います。ただ、そういうことで青少年協のあり方としてよろしいのかと、こういう後段のお尋ねのようでございますが、中央青少年協の性格自体がこれはまあ申すまでもなく、法律で定められておるところでございます。まして、もとより青少年対策というきわめて広汎な分野からいたしますならば、これらのたくさんの方のことを政府としてはやらなきゃならい。また、現にやっておるわけでありまして、それらのきわめて多い対策なり事業なりといふものは、申し上げるまでもなく、それぞれの担当の各省でやっておるわけでありまして、それらはいずれも中央青少年協なりあるいは総理府なりの予算面等には何ら現われておりませんから、先ほどのような結果になつておるわけでございます。なお、この点は青少年協の性格上やむを得ないところではないかと私も考えておるわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 私は、青少年問題協議会という直接こういう仕事をされ、事業をされる中で、海外派遣だけが中心的な仕事みたいなものでは、どうも納得できないわけなんです。二億四千万円という今まで金を使われ、これからもう使つていかれるということでしょうが、もっとほかにやりようがあるのじゃないかという気がしてしようがないんですけれども、しかし、総務長官としては、今後ともこれは継続していくんだというお考えだと思ひます。次に、法務省の方、お見えになつておられますか。

○委員長(河野謙三君) 見えております。

○鶴岡哲夫君 全国で少年院が五十八カ所、それから少年鑑別所が五十カ所、前者に勤務しておりますのが二千六百人くらい、後者に勤務しておりますのが千八百人の公務員が勤務をしておるわけですが、少年院に今入つておる青少年といふのはどの程度いるのか、それから少年鑑別所で年間に取扱う件数といふのはどの程度あるものか、それから少年刑務所が九カ所ありますが、この少年刑務所に現在いる青少年はどの程度のものか、そういう点について伺いたいと思ひます。

○説明員(福井徹君) 御質問にお答えしたいと思ひます。

少年院に現在収容しております少年の数は、昭和三十六年十二月末現在におきまして、全国で、九千三百六十九人でございます。そのうちに九百五十二名の女子が含まれております。少年鑑別所に収容しております収容者の数は全国で、同じく昭和三十六年十二月の一日平均でございまして、収容人員は千七百五十六名、そのうちに百四十九名の女子が含まれております。少年鑑別所において取り扱います人員の数を御紹介申し上げますと、少

年鑑別所は、御承知のとおり、収容一名、二十六才未満のものが三十八

とのおっしゃいます。その職員は、……

とのおっしゃいます。その職員は、……

参義完

対してオーバー・タイムの手当をやる
 ことになるわけでございます。

をこえるオーバー・タイムをした者が深夜勤務いたします場合には、それにプラス深夜手当というようなものが支給されます。一般のオーバー・タイムに對しましては一二五%、いわゆる二五%の増額手当が支給されます。オーバー・タイムになったものが深夜に勤務いたします者に対しては一二五%、もう一つ一二五%、合計いたしますと一五〇%の手当が支給されるといふのが支給基準になるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 後半に寝た人、その人は翌朝はちゃんと勤務するわけですか。
○説明員(福井徹君) これはその所の活動状況によって、また、そのときのプログラムの、院内でやります教育プログラムのあり方によって違うと思ひますので、一律には申し上げられませんが、普通は非番居残りをいたしまして、まあできれば午前中くらいの勤務で帰す。しかし、それも不可能で、やはり全日残つてもらわなければならぬという例も、私、どのくらいのパイセントが存じませんが、全くないとは申し上げかねるのでございます。

○鶴岡哲夫君 その午前中勤務した人はどういふ勤務となるのですか。それは超過勤務で処理されるのですか。普通の勤務ですか。

○説明員(福井徹君) それは超過勤務時間として整理するわけでござい

○鶴岡哲夫君 この少年院の一人当たりの超過勤務手当は月に何時間ですか。

○説明員(福井徹君) 全国職員の一カ月間の居残り時間は二九・一時間でございます。

して職業輔導に当たる者は、少なくとも

応じ、対象少年の質に応じましては

もなりかねない、また事実そういうこ

うに考えておられるのか伺いたいと思

います。

○説明員(福井徹君) 御指摘の点は、

私たちが当局者として最も心を悩まして

おる問題の一つで、私たちここに少年

院が、新少年法が発行いたしましたして急

激に増加いたしました現在の少年院を

管理していく職員の足りないことにつ

いて、逐年事情を具しまして、大蔵省

にも要求いたしました、逐次その措置

は改善されつつあるのでございます。

最近までの職員の増加しました傾向を

申し上げますと、最近五年間でござい

ます、昭和三十一年度におきまして

は九十二名の増加が認められました。

三十三年度は純増はございせんまし

たが、教官七十五名、雇員二十三名の

組みかえ職員、九十八名の組みかえ人

員が達成されました。三十四年には教

官三十人が純増になりました。それから

三十五年には、教官二十五名が増加

されました、そのほか常勤職員から

雇員に組みかえ人員が四十名、三十六

年度におきましては教官の純増が十四

名、それから常勤勤務から雇員に組み

かえが九十四名、同時に、雇員から教

官に組みかえ人員が四十名、三十七年

度、来年度におきましては、教官三十

名の増員が認められました。そのよう

な経過で、逐年大蔵当局も私たちの実

情については御理解深い増員を承知し

て下さっておりますのでございませ

う。現状はただいま御指摘になりました

ように、必ずしも十分ではございませ

ん。私たちの必要だと考えております

人員を満たすのには、まだまだ相当の

距離がございませう。それから御指摘の

夜勤居残り、夜勤明けの非番、居残り

の人員を全くなくすための要員、ある

いは週休制を実施するための要員とし

て、私たち年次最小限度の増員要求を

いたしておりますのでございませうが、今

で申し上げましたような、過去五年間

の実績で逐次考えていただいております

わけでございまして、一挙にこれを私た

ちの必要とする人員を満たしていただ

くことは、いろいろな国家的な財政政

の観点からでございませう、あるいは

われわれの努力の足りないところかも

しませんが、十分ではございませ

ん。今までは十分ではございませ

私たちが今申しました最も過酷であり

ます教務職員の勤務改善のために、勤

務体制基準——どういふような勤務を

どういふようなふうにするかというこ

とについて、一つの必要最小限度な合

理的な勤務配置の態形を考へまして、

少なくともその状態が少年院におい

て実現されますように努力をいたしてお

ります。その考え方は、教務課に勤

務します勤務の機能というものはいろ

いろございませうが、それぞれの機能を

専門化するということ、それから一週

四十四時間勤務体制、週休制の確保、

それから居残り手当の一〇〇%支給と

いうものを目標にいたしまして、私た

ち今考へておりますのは、教務課職員

のうちでいわゆる教化、教育的な役目

をいたします職員、それから寮の生活

指導等に当たります生活指導の職員、

それからいわゆる逃げないよう、あ

るいはいろんな反則等の起こらないよ

うに注意をいたします保安職員、そ

ういふ分別をいたしますと、教育機能、

あるいは生活指導機能、保安機能とい

うふうな機能のあり方が要求されるわ

けでございませう。それぞれのその機能

に応じまして、たとえば教育機能に對

して、私たちも少年院の教官の勤務は非

常に過重であるし、その原因は、配置

職員の過少であるというふうに考へて

おります。

○鶴岡哲夫君 こういうような非常に

不規則とは言えませんが、普通

の公務員の勤務状態からいいますと、

はなはだしく不規則な、しかも非常に

長い勤務ですね。こういう状態の中で

少年院の職員として、あるいはこ

こに勤めておる教務職員は先生の資格

を持つておるようですが、仕事ができ

るのどううかというふうな気にもなり

ますし、また、少年院内部における職

員間の融和もなかなかたいへんなよう

ですね。こういう勤務条件ではこれは

神経がいら立ちますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

ろいろ問題も起こりますし、疲れると、い

して職業輔導に当たる者は、少なくとも対象少年十五名に対して教官一人、あるいは教化、教育に対しては二十五人クラスに対して一人の職員、それからそれと同一ような観点から、身心にある程度故障のあるいわゆる医療少年院の対象であり、また少年に對します養護教育を担当する者に対しては十五人に対して一人、それから全在院者に對して体育であるとかレクリエーションを指導いたします者が、たとえば百人に一人とか、そういう適當数の人員を配置する。それから生活指導、いわゆる寮指導に当たります者について

は、現在私たちの考えておりますのは、その指導をします寮生活をする対象者、これをユニットと呼んでおりますが、そのユニットの対象少年の数を、相当年令も超過し、力もあるような、あるいは非行度の進んだ少年の對象者に対しては四十人に一人、それから女子、あるいは養護少年というふうな者に対しては同じく四十人に一人、比較的年令も少なく、指導もやさしい対象少年に対しては五十名に一人というふうな生活指導の担任官を置く。そしてこの生活指導の担任官がたゞいま申し上げました昼夜勤務形態をとる。しかもそれは四部制、私たちは四部制を考えておるのでございますが、四部制によって確実に一週四十四時間体制をとる。週休制を確保する。それから保安要員としては、それぞれの施設によつても違いますが、生活指導に当たります職員の一部にその保安を担当する要員を見込むというようなことで、要員をはじき出しますと必要要員というものが出るわけでございます。これを全国の少年院のそれぞれの種別に

応じ、対象少年の質に應じましてはじき出した数をもつて私たちの少年院の勤務体制の合理化のために最少限必要な人員だということではじき出して、まず第一に、これを充足していくという立場で、年次大蔵省に対しての要求事項として提案を續けてきているものでございます。

○鶴岡哲夫君 全国五十八カ所あります少年院、さらに五十カ所あります少年鑑別所、いずれも大体同じような勤務条件にあるように見えておりますけれども、なかなか週休制がとれない。それから夜勤したものかどうかという前中は居残らなければならぬという非常にきつい勤務条件にあるようであり、一般の公務員から見してもはなはだしく均衡を失しておる。こういうような職場がまだほかにございまして、私も見ました鑑別所では、最もきつい職場になっているのじゃないだろうか、しかも仕事の性質もございまして、たいへんなものじゃなからうかと思ふのであります。さらにこういう中にもありますので、職員間相互の間にまたいろいろ問題があるように承っております。年二十日間の有給休暇というのがありますが、二十日間の有給休暇、それがなかなかとれない。とるといふことになるが昇給ストップをするというふうなこともあるように聞いております。これは全般的にやなからうと思ひますが、それをおして年に二十日間あります有給休暇を一日とる、二日とるということになると、とらない者との差をつけないければならない、その差をどこでつけるかということになると勤務評定でつけざるを得ない。そうすると、昇給がストップするということに

もなりかねない、また事実そういうこともあるというふうにも聞いております。したがって、私はこういうことはもつと政府全体がこういうところに目を照らしてやらなければならぬ。先ほど問題にしました青少年問題協議会というの、何かアメリカやオーストリアに人を派遣するもの、こうでございますが、こういう問題にこそもつと青少年問題協議会あたりも熱を入れて処理しなければならぬ問題じゃないか、はなはだ遺憾な実情にあると思ひます。せっかく努力をなさつていらつしやるわけでございまして、さらに一そう御努力を願つて、こういうところが一般の公務員と同じ程度の勤務にするという必要があるのじゃないかと思ひます。私もぜひ少年院にも鑑別所にも出向いて、實際を見て、これからもつと根本的に主張したいと思ひます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

昭和三十七年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局